

## みえライフイノベーション総合特区における新総合特区計画の認定について

みえライフイノベーション総合特区は、平成24年7月に内閣総理大臣による地域活性化方針の決定を受け、地域活性化総合特区として指定されていますが、平成28年度が目標の最終年度となることから、29年度以降も取組を継続して推進するため、新たな認定に向けた協議を内閣府との間で行います。

### (1) 経緯

○総合特区制度では、目標の最終年度が到来した後も取組を継続して推進する場合、指定自治体において、国の総合特別区域基本方針に基づき、新たな認定を受ける必要があります。

- ・総合特区の指定状況（平成28年4月現在） 43地域（国際・地域あわせて）
- ・平成27年度が目標の最終年度を迎えた12地域のうち、5地域が認定を解除。

○これまでの取組における自己評価と課題は下記のとおりと考えています。

- ・医療情報DBは、構築から活用の段階へ移行させるため、製薬企業等との共同研究契約締結など、外部資金を獲得して安定的な運営につなげる必要があります。
- ・医薬品生産は、ジェネリック医薬品の推進やアジアを中心とする日本製化粧品ブームなど事業環境が変化していることから、医療情報DBや県内の地域資源等を活用することにより医薬品生産の活性化を図ることが必要。
- ・医療機器生産は、県内ものづくり企業の参入形態が部材供給中心であるため、最終製品・OEM等の生産を行う医療機器メーカーとしての成長に向けて企業の成長段階に応じた支援が必要。
- ・現行計画で設定している評価指標については一部未達成の指標はあるが、医療情報DBやMiELIPなどのヘルスケア産業の基盤は構築されてきており、これらを活用して、伊勢志摩サミットや本年10月に開催予定の認知症サミットの成果を継承した製品・サービスの創出など、三重県から国内外に発信する製品・サービスを一つでも多く生み出すことが必要。

### (2) 新計画案について

○新計画では、上記の自己評価と課題及び「みえメディカルバレー構想第4期実施計画」（平成28年度～31年度）を踏まえ、企業等に対する研究開発支援体制をさらに強化し、産学官民金の連携のもと、多くの製品・サービスの創出につながるプロジェクトを組成し、総合特区制度を活用しながら支援を行いたいと考えています。

- ・計画期間 平成29年度から平成33年度までの5年間
- ・新計画案における地域活性化方針、評価指標等 資料4のとおり

### (3) 今後のスケジュール

平成28年8月26日	みえライフイノベーション総合特区推進本部会議にて新計画案の方向性を議論
平成28年9月9日	みえライフイノベーション総合特区地域協議会にて新計画案の方向性を議論
平成28年9月30日	内閣府に対し新計画案（概要）を提出
平成28年10月～11月	新計画案（概要）に関する内閣府と自治体との調整
平成28年12月	内閣府評価・調査検討会の意見聴取
平成29年1月以降	新計画案（概要）に基づく総合特区計画の変更（所定の計画書による認定申請手続）